

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成24年4月20日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ショッピングコートみたけ 盛岡市みたけ二丁目110番1号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社丸高商事
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社スーパーマーケットマルイチ
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年11月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,788平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 220台
  - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 140台
- (8) 荷さばき施設の面積 153平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 64立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 開店時刻 午前9時（年間5日に限り午前6時）
  - イ 閉店時刻 午前0時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時45分から午前0時15分まで（年間5日に限り午前5時45分から午前0時15分まで）
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後8時まで

2 届出年月日 平成24年4月5日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所